

認可外保育施設等に通う子どもの 幼児教育・保育無償化に伴う手続

無償化の対象となる 認可外保育施設等とは

認可外保育施設、一時保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などで、市が無償化の対象施設となることを「確認」したものに限られます。詳細は市☎をご覧ください。

認可外保育施設等に子どもが通っている方へ

幼児教育・保育の無償化に係る給付費(償還払い方式^{*})を受け取るには、**請求手続**が必要です

※保護者は利用料などを施設へ全額支払い、後から市が保護者へ給付費を支払う方式
対象施設に支払った保育料・利用料などに対する「子育てのための施設等利用給付」を受けるには、請求手続が必要です(利用前に給付認定を受けている方が対象)。請求方法は利用先により異なります。詳細は市☎をご覧ください。
※令和3年度の給付は、4～9月分(前期)と10～3月分(後期)の2回払いです。前期分は11月22日(月)、後期分は令和4年5月下旬に給付する予定です。
▶子育て支援課☎042-460-9841

認可外保育施設等に子どもを通わせる方へ

無償化制度対象となる認可外保育施設等を利用する方は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けることが必要です。必ず、施設の利用前に手続を行ってください。
※現在、既に認定を受けている方は手続不要です。新しく利用開始する方または、在園中に就労や求職活動を開始する方は手続が必要です。

□無償化の対象と要件等

クラス年齢	要件	月額上限
0～2歳児	●保育の必要性の認定を受けている(新3号認定) ●住民税非課税世帯	4万2,000円
3～5歳児	●保育の必要性の認定を受けている(新2号認定)	3万7,000円

□**手続** 申請書・就労証明書など、保育の必要性の書類を保育課(田無第二庁舎2階)へ提出 ※詳細は市☎をご覧ください。

□**締切** 認可外保育施設等の利用前まで

※就労証明書などに時間がかかる場合は、申請書を先に提出してください。
▶保育課☎042-460-9842

国民年金保険料の臨時特例免除申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が相当程度下がり、国民年金保険料の納付が困難となった場合は、本人申告による所得見込額を用いた臨時特例免除申請ができます。また、学生についても同様に学生納付特例申請ができます。

※詳細は日本年金機構☎または☎へ

☎**甲** 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

※申請書は日本年金機構☎で配布

☎●**ねんきん加入者ダイヤル**☎0570-003-004

※平日午前8時30分～午後7時・第2(土)午前9時30分～午後4時

●**武蔵野年金事務所**☎0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課☎042-460-9825

新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金の給付

申請：8月31日(火)まで

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮し、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、これ以上の特例貸付を利用できない世帯に対し最大で3カ月間支援金を給付します。申請される方は、8月31日(火)(必着)までに必要書類を担当窓口に提出してください。

※詳細は市☎または下記担当までご確認ください。

対象・要件 ^{など}	東京都社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を、既に終了している世帯、8月までに終了する世帯、不決定となった世帯または相談したが申し込みできなかった世帯で、かつ世帯の収入・預貯金が下記の基準額以下である方		
	世帯区分	月の収入(給与天引き前)	預貯金
	1人世帯	13万7,700円	50万4,000円
	2人世帯	19万4,000円	78万円
	3人世帯	24万1,800円	100万円
	4人世帯	28万3,800円	
5人世帯	32万4,800円		
また、ハローワークに求職の申込をし、一定の求職活動を行う必要があります(生活保護申請中の方を除く)。			

□**支給額(月額)** 1人世帯6万円・2人世帯8万円・3人以上世帯10万円
※再貸付を受給された方などに申請書類を送付しています。再貸付決定時より収入が増え、基準額を超えている場合は対象外となる可能性があります。あらかじめご了承のうえ、ご相談・ご申請ください。

▶地域共生課☎042-452-7680

介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)処理の誤りに関する対応

介護保険被保険者の皆さんには大変なご迷惑、ご負担をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

□**対象者の方は、8月の年金から特別徴収となる額のご確認をお願いします。**
本市の事務処理の誤りにより昨年8月の年金から一部特別徴収できなかった分の介護保険料については、本年8月の年金から特別徴収させていただきます。
対象者の方には、7月13日に発送した令和3年度の介護保険料の納入通知書に、「介護保険料徴収方法変更通知書兼仮徴収額変更通知書」を同封しています。

この「変更通知書」に記載した額が、令和3年8月支給の年金から特別徴収させていただきますと介護保険料の額となりますので、ご確認ください。

——「還付金」詐欺・「振り込み」詐欺にご注意ください。——
★市が電話でATMに誘導して操作をお願いすることは絶対にありません。
★市がメールや電話で振り込みをお願いすることは絶対にありません。

▶高齢者支援課介護保険料係専用ダイヤル☎
☎042-420-2867
時 平日午前8時30分～午後5時

ご存じですか

情報公開・個人情報保護制度

市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、令和2年度の運用状況を報告します。

▶総務課☎042-460-9811

情報公開制度とは

市が保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

個人情報保護制度とは

市が保有する個人情報を適正に管理し、利用するための方法などを定め、市民の皆さんの個人情報に関する権利を守るための制度です。

開示請求をするには

□**公開の対象となる文書** 市が現に保有している文書で、公文書として組織的に用いられているもの

□文書の公開を求められることができる方

●情報公開制度による開示請求…
在住・在勤の方や市の事業に利害関係を有する方^{など}(それ以外の方でも、任意的開示の申出可)

●個人情報保護制度による開示請求…
原則、市が保有する個人情報の本人のみ

□**開示請求の方法** 情報公開コーナー(田無庁舎5階)にある公文書開示請求書または自己情報(開示・訂正・削除・中止)請求書を提出してください。

※市☎からもダウンロード可

□**開示・不開示の決定** 請求があった日の翌日から14日以内(30日を限度に延長する場合などあり)に開示するか

どうかを決定し、書面でお知らせします。

□**救済の手続** 決定に不服があるときは、一定の期間内であれば審査請求をすることができます(任意的開示の申出を除く)。この審査請求は、内容によって西東京市個人情報保護・情報公開審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、再度開示・不開示を決定します。また、決定について処分取消しの訴えを提起することもできます。

情報公開コーナー(田無庁舎5階)

市で発行する資料をご覧になれます。

◆令和2年度の実施状況

□情報公開制度の運用状況

公文書開示請求などの件数	合計	153件
※所管部署が複数に及ぶなど、1件の請求に複数の決定をする場合があります。	【内訳】	
	全部開示決定	50件
	一部開示決定	94件
	不開示決定	6件
	取り下げ	3件
	(内) 審査請求	0件

□個人情報保護制度の運用状況

自己情報開示請求件数	合計	2,952件
	【内訳】	
	承諾(全部開示)	2,898件
	不承諾(不開示)	47件
	一部承諾(一部開示)	6件
	取り下げ	1件
	却下 ^{など}	0件
	(内) 審査請求	1件
自己情報訂正などの請求件数	合計	0件